

議案第15号

つくばみらい市手数料条例の一部を改正する条例

つくばみらい市手数料条例（平成18年つくばみらい市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第9中

「

その他都市計画法に関する証明手数料	1件につき	400円
-------------------	-------	------

」を

「

その他都市計画法に関する証明手数料	1件につき	400円
マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の3第1項の規定に基づくマンションの管理計画の認定の申請手数料	1件につき	長期修繕計画（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の2第1項第2号に規定する長期修繕計画をいう。以下この項及び次項において同じ。）の数が1のときは4,000円、2以上のときは4,000円に1を超える長期修繕計画の数に2,000円を乗じて得た額を加算した額
マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の6第2項において準用する同法第5条の3第1項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請手数料	1件につき	長期修繕計画の数が1のときは4,000円、2以上のときは4,000円に1を超える長期修繕計画の数

		に2,000円を 乗じて得た額を加 算した額
マンションの管理の適正化の推進に関する法律 第5条の7第1項の規定に基づく管理計画の変 更の認定の申請手数料	1件につき	11,000円

」に

改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月5日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 印

提案理由

マンションの管理組合の管理者等が作成したマンションの管理計画の認定業務を市が行うため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市手数料条例(平成18年つくばみらい市条例第44号)新旧対照表

改正案						現行					
別表第9(第2条、第5条関係)						別表第9(第2条、第5条関係)					
区分				単位	金額	区分				単位	金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	
			(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	
			(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	
			(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	
			(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	
			(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	
			(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	
			(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	
			(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	
			(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	
			(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	
			(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	
			(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	
			(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	
			(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	
			(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	

		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
(略)			(略)	(略)
(略)			(略)	(略)
(略)			(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
(略)	(略)		(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
(略)	(略)		(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
(略)			(略)	(略)
(略)			(略)	(略)
その他都市計画法に関する証明手数料		1件につき		400円
マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の3第1項の規定に基づくマンションの管理計画の認定の申請手数料		1件につき	長期修繕計画(マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成13年	

		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
(略)			(略)	(略)
(略)			(略)	(略)
(略)			(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
(略)	(略)		(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
(略)	(略)		(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
(略)			(略)	(略)
(略)			(略)	(略)
その他都市計画法に関する証明手数料		1件につき		400円
(新設)			(新設)	(新設)

		国土交通省令第110号)第1条の2第1項第2号に規定する長期修繕計画をいう。以下この項及び次項において同じ。)の数が1のときは4,000円、2以上のときは4,000円に1を超える長期修繕計画の数に2,000円を乗じて得た額を加算した額			
マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の6第2項において準用する同法第5条の3第1項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請手数料	1件につき	長期修繕計画の数が1のときは4,000円、2以上のときは4,000円に1を超える長期修繕計画の数に2,000円を乗じて得た額を加算した額	(新設)	(新設)	(新設)
マンションの管理の適正化の推進に関する	1件につき	11,000円	(新設)	(新設)	(新設)

る法律第5条の7第1項の規定に基づく管	き				
理計画の変更の認定の申請手数料					